

目 次

津市条例

津市公契約条例

津市総合特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則に関する条例

津市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例及び津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

津市会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市ポルタひさいふれあいセンターの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

津市たるみ児童福祉会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

津市企業立地促進条例の一部を改正する条例

津市共同汚水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

津市規則

津市会計規則の一部を改正する規則

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則

津市総合特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則に関する条例の施行期日を定める規則

津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

津市自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

津市告示

公示送達

公示送達

公示送達

議決を経た予算の公表

津市公告

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

負傷動物の収容

津市選挙管理委員会告示

津市議会議員選挙における選挙人名簿の登録の移替えをしない期間

津市公契約条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 21 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 22 号

津市公契約条例

(目的)

第 1 条 この条例は、公契約における事業者間の競争の激化、落札価格の下落等による労働者の賃金その他の労働環境の悪化が懸念されることに鑑み、公契約に係る基本方針並びに本市及び受注者等の責務を定め、並びにこれらに基づく施策を実施することにより、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図り、もって労働者が労働意欲にあふれ、かつ、住民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 本市が発注する工事、製造その他の請負及び業務委託の契約をいう。
- (2) 労働者 公契約に係る業務等に従事する労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。
- (3) 受注者等 受注者及び受注関係者をいう。
- (4) 受注者 本市と公契約を締結する者をいう。
- (5) 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 下請契約、再委託契約等（以下「下請契約等」という。）により、公契約に係る業務等の一部に携わる事業者

イ 公契約に係る業務等に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 1 号に

規定する労働者派遣を行う者

(基本方針)

第3条 公契約に係る基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 労働者の適正な労働環境を確保すること。
- (2) 品質及び適正な履行を確保すること。
- (3) 入札及び契約の公正性、透明性及び競争性を確保すること。
- (4) 不正行為を防止すること。
- (5) 地域経済及び地域社会の健全な発展を図ること。

(本市の責務)

第4条 本市は、前条に定める基本方針に基づき、この条例の目的を達成するために必要な施策を講じなければならない。

- 2 本市は、労働報酬下限額（受注者等が労働者に支払う報酬の下限とすべき額をいう。附則第2項において同じ。）を定めることについて検討しなければならない。この場合において、市長は、第15条第1項に規定する津市公契約審議会（以下「審議会」という。）その他市長が必要と認める者の意見を聴かななければならない。
- 3 本市は、受注者等が労働者の適正な労働環境を確保し、及び公契約を適正に履行するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 本市は、公契約に関し説明責任を果たすとともに、不正行為を未然に防止し、並びに適正な契約行為及び履行が行われていることを明らかにするために、公契約に関する情報の公表に努めなければならない。
- 5 本市は、公契約の性質及び目的を踏まえた適正な契約方法を選択しなければならない。
- 6 本市は、公契約の適正な履行及び良好な品質を確保するため、取引の実例価格、需給の状況等を考慮し、予定価格、納期その他の契約条件が適切なものとなるよう努めなければならない。
- 7 本市は、予算の適正かつ合理的な執行に留意するとともに、地域経済の健全な発展のため、公契約に係る業務等の重要性、緊急性及び効率性を考慮し、公契約の適正な発注に努めなければならない。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、関係法令及びこの条例の規定を遵守しなければならない。

- 2 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- 3 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を

締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。

4 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。

5 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。

6 受注者等は、第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

（誓約）

第6条 受注者等は、自らが締結し、又は携わる公契約が規則で定める契約（以下「特定公契約」という。）に該当するときは、市長等に対し、労働者の適正な労働環境の確保に関し規則で定める事項（以下「誓約事項」という。）について誓約しなければならない。

（報告及び立入検査）

第7条 市長等は、この条例の規定又は誓約事項の遵守状況を確認するために必要があると認めるときは、受注者等に必要な報告を求め、又はその職員に当該受注者等の事務所、事業所等に立ち入り、関係書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（是正措置）

第8条 市長等は、受注者等がこの条例の規定又は誓約事項に違反していると認めるときは、当該違反を速やかに是正するために必要な措置を講ずることを命じなければならない。

2 受注者等は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられたときは、速やかに是正の措置を講じ、市長等に当該措置の内容を報告しなければならない。

（労働者の申出等）

第9条 特定公契約に係る労働者は、受注者等がこの条例の規定又は誓約事項に違反している疑いがあると思料するときは、市長等にその旨を申し出るこ

とができる。

- 2 市長等は、前項の規定による申出（以下「違反申出」という。）の内容が、規則で定める関係法令に関する違反情報であるときは、必要に応じて関係機関へ通報するものとする。

（相談窓口の設置）

- 第10条 市長等は、違反申出に応じるため、相談窓口を設置するものとする。

（不利益取扱いの禁止）

- 第11条 受注者等は、労働者が違反申出をしたことを理由として、当該労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

（労働者への周知）

- 第12条 受注者等は、特定公契約に係る労働者に対し、次に掲げる事項を業務等が実施される現場の見やすい場所に掲示し、又は書面を交付する方法により周知しなければならない。

- (1) 当該特定公契約の名称
- (2) 受注者等の責務及び誓約事項
- (3) 違反申出に係る制度の概要及び第10条に規定する相談窓口の連絡先

（公契約の解除等）

- 第13条 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。

- (1) 第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (2) 第8条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (3) 第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の規定に違反したとき。
- (5) 誓約事項に違反したとき。

- 2 前項の規定により公契約を解除した場合において、受注者等に損害が生じても、本市はその損害を賠償する責任を負わない。

（損害賠償）

- 第14条 受注者等は、前条第1項の規定による公契約の解除によって本市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長等がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

（審議会の設置等）

第 15 条 公契約の適切な運用を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) この条例の施行状況に関する事項
- (2) この条例の目的を達成するための施策に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、同項に規定する事項について、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第 16 条 審議会は、委員 6 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 事業者団体関係者
- (2) 労働者団体関係者
- (3) 識見を有する者

（委員の任期）

第 17 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 18 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議等）

第 19 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 審議会の庶務は、総務部において処理する。

6 第 15 条から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第 2 0 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 労働報酬下限額については、第 4 条第 2 項の規定による検討を行い、その結果に基づいて、この条例の施行後 5 年以内に、必要な措置を講ずるものとする。

津市総合特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則に関する条例をここに
公布する。

平成 29 年 12 月 21 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 23 号

津市総合特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定に基づき、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）第 4 条第 1 項の規定により公表され、又は同法第 4 条の 2 第 1 項の規定により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、工場立地法において使用する用語の例による。

(適用区域)

第 3 条 この条例を適用すべき区域の範囲は、法第 8 条第 1 項の規定により国際戦略総合特別区域に指定された区域とする。

(緑地の面積の敷地面積に対する割合)

第 4 条 緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）は、100 分の 5 以上の割合とする。ただし、工場立地法施行規則（昭和 49 年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第 1 号）第 4 条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第 1 号トに掲げる施設と重複する土地及び同令第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の 100 分の 50 の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(環境施設的面積の敷地面積に対する割合)

第 5 条 環境施設的面積の敷地面積に対する割合は、100 分の 10 以上の割

合とする。

（委任）

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

津市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 21 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 24 号

津市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

津市支所及び出張所設置条例（平成 18 年津市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表津市倭出張所の項中「津市白山町中ノ村 158 番地」を「津市白山町中ノ村 581 番地」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 21 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 25 号

津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

津市職員の育児休業等に関する条例（平成 18 年津市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号ア(イ)中「第 2 条の 3 第 3 号において」を「以下」に改め、「いう。）」の次に「（第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日）」を加える。

第 2 条の 3 第 2 号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第 2 条の 4 を第 2 条の 5 とし、第 2 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合）

第 2 条の 4 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合は、1 歳 6 箇月から 2 歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳 6 箇月到達日の翌日（当該子の 1 歳 6 箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の 1 歳 6 箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の 1 歳 6 箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第３条第６号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第３９条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園又は児童福祉法第２４条第２項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第７号中「こと」の次に「又は第２条の４の規定に該当すること」を加える。

第４条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第１０条第７号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、平成３０年１月１日から施行する。

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 21 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 26 号

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

津市職員の給与に関する条例（平成 18 年津市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 3 項を加える。

（こども園に勤務する職員に係る職務の級の切替え）

- 13 教育職給料表（二）の適用を受ける職員が津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成 29 年津市条例第 2 号）第 1 条に規定する幼保連携型認定こども園（以下「こども園」という。）に勤務することとなった場合又はこども園に勤務する職員が教育職給料表（二）の適用を受けることとなった場合におけるその職員のその勤務することとなった日又はその適用を受けることとなった日（以下「異動日」という。）における職務の級（以下「新級」という。）は、次の表に掲げる異動日の前日においてその職員が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に複数の職務の級が掲げられているときは、任命権者の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

旧級		新級	
教育職給料表（二）	3 級	行政職給料表	6 級
			5 級
	2 級		4 級
			3 級
	1 級		2 級

行政職給料表		教育職給料表（二）	1 級
	6 級		3 級
	5 級		2 級
	4 級		
	3 級		1 級
	2 級		
	1 級		

（こども園に勤務する職員に係る号給の切替え）

- 1 4 前項の規定により新級を決定される職員（次項において「新級決定職員」という。）の異動日における号給は、教育職給料表（二）の適用を受ける職員がこども園に勤務することとなった場合においてはその決定される新級の中で異動日の前日においてその職員が受けていた給料月額に対応する号給（同額がある場合はその号給、同額がない場合は直近上位の額に対応する号給）とし、こども園に勤務する職員が教育職給料表（二）の適用を受けることとなった場合においては他の職員との権衡を考慮し、任命権者が別に定める号給とする。

（こども園に勤務する職員に係る給料及び昇給に係る調整）

- 1 5 新級決定職員のうち、行政職給料表の適用を受けることとなる職員で、前項の規定により号給が決定されるものの昇給並びに新級決定職員のうち、同表の適用を受けることとなる職員で、同項の規定により号給を決定することができないものの給料月額及び昇給については、任命権者が別に定める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例及び津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 21 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 27 号

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例及び津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 1 条 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年津市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表学校医、学校歯科医、園医及び園歯科医の項中「園医及び園歯科医」を「幼稚園医、幼稚園歯科医、幼保連携型認定こども園医及び幼保連携型認定こども園歯科医」に改め、同表幼稚園薬剤師の項中「幼稚園薬剤師」の次に「及び幼保連携型認定こども園薬剤師」を加える。

（津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

第 2 条 津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成 18 年津市条例第 226 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条中「短期大学」の次に「及び幼保連携型認定こども園」を加える。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

津市会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 21 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 28 号

津市会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市会館の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 84 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

2 津市豊が丘会館に次の別館を設置する。

名称	位置
津市豊が丘おおぞら会館	津市豊が丘二丁目 47 番 11 号

別表備考 3 中「津市南が丘会館」の次に「及び津市豊が丘おおぞら会館」を加え、同備考を同表備考 4 とし、同表中備考 2 を備考 3 とし、備考 1 の次に次のように加える。

2 大会議室及び和室については津市豊が丘おおぞら会館以外の会館について適用し、小会議室については津市南が丘会館及び津市豊が丘おおぞら会館以外の会館について適用する。

附 則

- この条例は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 1 月 1 日から施行する。
- 津市豊が丘おおぞら会館の使用に係る手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

津市ポルタひさいふれあいセンターの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 21 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 29 号

津市ポルタひさいふれあいセンターの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

津市ポルタひさいふれあいセンターの設置及び管理等に関する条例（平成 18 年津市条例第 88 号）の一部を次のように改正する。

題名中「管理等」を「管理」に改める。

第 1 条中「。以下「法」という。」を削り、「管理等」を「管理」に改める。

第 4 条の見出しを「（施設）」に改め、同条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同条第 2 項を削る。

第 5 条第 1 項中「前条第 1 項各号」を「前条各号」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

文化交流室の使用料

単位 円

使用区分	時間区分			
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで
営利又は宣伝を目的とする場合	7,860	10,380	10,380	25,500
その他の場合	2,620	3,460	3,460	8,500
〔備考〕 冷暖房時の使用料については、当該使用料の 2 分の 1 の額を加算する。				

附 則

- 1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 津市支所及び出張所設置条例（平成 1 8 年津市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「及び久居駅前出張所」を削る。

津市たるみ児童福祉会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 21 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 30 号

津市たるみ児童福祉会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

津市たるみ児童福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 120 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

津市企業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 3 1 号

津市企業立地促進条例の一部を改正する条例

津市企業立地促進条例（平成 1 8 年津市条例第 3 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 3 号中「事業」を「奨励金の交付を受けた日から 5 年以内に事業」に改める。

附則第 5 項中「平成 3 0 年 3 月 3 1 日」を「平成 3 3 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 5 項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 7 条第 1 項第 3 号の規定は、この条例の施行の日以後に指定の申請を行う事業者に係る指定（市長が別に定めるものを除く。）の取消しについて適用し、同日前に指定の申請を行った事業者に係る指定（市長が別に定めるものを含む。）の取消しについては、なお従前の例による。

津市共同污水处理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 3 2 号

津市共同污水处理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市共同污水处理施設の設置及び管理に関する条例（平成 2 8 年津市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

名称	位置	処理区域
殿舟団地共同污水处理施設	津市小舟 7 2 0 番地 8	小舟の一部、殿村の一部（殿舟団地）
ピュアタウン共同污水处理施設	津市安濃町妙法寺 1 0 1 6 番地 1	安濃町妙法寺の一部（ピュアタウン）
豊が丘団地共同污水处理施設	津市豊が丘二丁目 3 0 0 6 番地 4 9 0	豊が丘一丁目、豊が丘二丁目、豊が丘三丁目、豊が丘四丁目、豊が丘五丁目（豊が丘団地）
善応寺団地共同污水处理施設	津市庄田町 2 5 6 5 番地 3 2	庄田町の一部（善応寺団地）

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定中殿舟団地共同污水处理施設に係る部分は、公布の日から施行する。

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 3 3 号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 2
号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 木造分担区の項中「木造分担区」を「木造第 1 分担区」に改め、同
項の次に次のように加える。

木造第 2 分担区	3 3 7 円
-----------	---------

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

津市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 12 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 39 号

津市会計規則の一部を改正する規則

津市会計規則（平成 18 年津市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。
第 9 条に次の 1 項を加える。

- 3 調定の事務は、財務会計システム上の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により処理するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 9 条第 3 項の規定は、この規則の施行の日以後に起案する調定の事務について適用し、同日前に起案した調定の事務については、なお従前の例による。

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成 29 年 12 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 40 号

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する
規則

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成 18 年津市規則
第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「及び津市南が丘会館」を「、津市南が丘会館及び津市豊が
丘おおぞら会館」に改める。

附 則

この規則は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

津市総合特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則に関する条例の施行期
日を定める規則をここに公布する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 4 1 号

津市総合特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則に関する条例の施
行期日を定める規則

津市総合特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則に関する条例（平成 2
9 年津市条例第 2 3 号）の施行期日は、平成 3 0 年 1 月 1 日とする。

津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 12 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 42 号

津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の育児休業等に関する規則（平成 18 年津市規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（育児休業条例第 2 条の 4 第 2 号の規則で定める場合）

第 2 条の 2 育児休業条例第 2 条の 4 第 2 号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、同号に掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(1) 育児休業条例第 2 条の 4 第 2 号に規定する当該子について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が 1 歳 6 箇月に達する日（以下「1 歳 6 箇月到達日」という。）後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として育児休業条例第 2 条の 4 第 2 号に規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により当該子を委託されている同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第 1 号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該子を委託することができない者に限る。）を含む。以下この号において同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事

情にある者を含む。以下この号において同じ。)であって当該子の1歳6箇月到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

第3条第1項中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、「掲げる場合」の次に「又は育児休業条例第2条の4の規定に該当する場合」を加える。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

津市自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 12 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 43 号

津市自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

津市自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則（平成 18 年津市規則第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 34 条」を「第 34 条第 1 項（法第 73 条第 2 項において準用する場合を含む。）」に改め、「臨時運行の許可」の次に「（以下「許可」という。）」を加える。

第 3 条の見出しを「（許可証の交付等）」に改め、同条中「臨時運行の必要を認めたとき」を「許可をしたとき」に改める。

第 4 条を次のように改める。

（返納等）

第 4 条 市長は、許可の有効期間が満了した日の翌日から起算して 5 日以内に許可証及び番号標の返納がないときは、電話又は文書等により、許可を受けた者に対し、返納を督促しなければならない。

2 市長は、前項の規定による督促を行ったにもかかわらず許可証及び番号標が返納されないときは、警察及び関係官公署と連携を図り、許可証及び番号標の回収に努めなければならない。

第 5 条の見出しを「（紛失又は損傷）」に改め、同条第 1 項中「許可証の交付及び番号標の貸与」を「許可」に、「その許可証」を「許可証」に、「てんまつ」を「てん末」に改め、同条第 2 項中「番号票を亡失」を「番号標を紛失」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 第 1 項の場合において、許可を受けた者は、番号標にあつては、その実費に相当する額を弁償しなければならない。

第 7 条を第 9 条とし、第 6 条を第 8 条とし、第 5 条の次に次の 2 条を加える。

（許可の取消等）

第 6 条 市長は、偽りその他不正の手段により許可を受け、又は番号標を不正に使用したことを発見したときは、直ちに許可を取り消し、許可を受けた者

に対し、その旨を通知するとともに、許可証及び番号標の回収に努めなければならない。

（番号標の失効）

第7条 市長は、第4条第2項若しくは前条の規定による番号標の回収が困難であると認める場合又は第5条第1項の規定による番号標を紛失した旨の届出があった場合は、当該番号標の失効を告示するものとする。この場合において、市長は、三重県警察本部長及び三重運輸支局長に対し、当該番号標が失効した旨を通知するものとする。

第1号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「第34条第1項」の次に「（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同法施行規則」を「道路運送車両法施行規則」に、「最高」を「最長」に改める。

第2号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

津市告示第 2 2 5 号

下記の者の固定資産税都市計画税の督促状は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	平成 2 4 年度固定資産税 都市計画税督促状第 3 期 から第 4 期まで 平成 2 5 年度から平成 2 8 年度固定資産税都市計 画税督促状第 1 期から第 4 期まで 平成 2 9 年度固定資産税 都市計画税督促状第 1 期 から第 2 期まで

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 2 2 6 号

下記の者の市民税県民税の督促状は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	平成 2 8 年度市民税県民 税督促状第 3 期及び第 4 期並びに平成 2 9 年度市 民税県民税督促状第 2 期 及び第 3 期

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 2 2 7 号

下記の者の差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	差押調書（謄本）及び 配当計算書（謄本）

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 2 2 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定により、平成 2 9 年 1 1 月 8 日に専決処分した予算の要領及び同年 1 2 月 2 0 日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 平成 2 9 年 1 1 月 8 日に専決処分した予算
平成 2 9 年度津市一般会計補正予算（第 7 号）
- 2 平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日に議決を経た予算
平成 2 9 年度津市一般会計補正予算（第 8 号）
平成 2 9 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
平成 2 9 年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
平成 2 9 年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
平成 2 9 年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）
平成 2 9 年度津市共同污水处理施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
平成 2 9 年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
平成 2 9 年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
平成 2 9 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
平成 2 9 年度津市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
平成 2 9 年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第 1 号）

平成 2 9 年度津市一般会計補正予算（第 7 号）

平成 2 9 年度津市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 7, 4 3 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 4, 0 1 7, 0 0 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 分 担 金 及 び 負 担 金		1, 723, 932	770	1, 724, 702
	1 分 担 金	21, 110	770	21, 880
15 国 庫 支 出 金		14, 103, 118	2, 000	14, 105, 118
	1 国 庫 負 担 金	11, 744, 402	2, 000	11, 746, 402
19 繰 入 金		9, 449, 824	108, 169	9, 557, 993
	2 基 金 繰 入 金	9, 330, 535	108, 169	9, 438, 704
22 市 債		13, 689, 300	6, 500	13, 695, 800
	1 市 債	13, 689, 300	6, 500	13, 695, 800
歳 入 合 計		113, 899, 564	117, 439	114, 017, 003

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 災 害 復 旧 費		16, 700	117, 439	134, 139
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費		32, 739	32, 739
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	16, 700	84, 700	101, 400
歳 出 合 計		113, 899, 564	117, 439	114, 017, 003

第2表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
公共土木施設災害復旧事業	3,000	9,500

平成 2 9 年度津市一般会計補正予算（第 8 号）

平成 2 9 年度津市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 1 4 5, 5 8 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 5, 1 6 2, 5 8 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の追加は、「第 2 表継続費補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		14,105,118	396,883	14,502,001
	1 国 庫 負 担 金	11,746,402	337,087	12,083,489
	2 国 庫 補 助 金	2,353,293	59,796	2,413,089
16 県 支 出 金		7,080,739	246,077	7,326,816
	1 県 負 担 金	4,428,666	147,255	4,575,921
	2 県 補 助 金	2,099,472	98,822	2,198,294
17 財 産 収 入		199,547	5,394	204,941
	1 財 産 運 用 収 入	123,223	5,394	128,617
19 繰 入 金		9,557,993	448,672	10,006,665
	1 他 会 計 繰 入 金	119,289	13,698	132,987
	2 基 金 繰 入 金	9,438,704	434,974	9,873,678
21 諸 収 入		1,191,309	11,357	1,202,666
	5 雑 入	819,796	11,357	831,153
22 市 債		13,695,800	37,200	13,733,000
	1 市 債	13,695,800	37,200	13,733,000
歳 入 合 計		114,017,003	1,145,583	115,162,586

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		658,002	△2,215	655,787
	1 議 会 費	658,002	△2,215	655,787
2 総 務 費		19,221,538	354,995	19,576,533
	1 総 務 管 理 費	16,958,797	394,514	17,353,311
	2 徴 税 費	1,309,425	△30,353	1,279,072
	3 戸籍住民基本台帳費	496,562	△3,138	493,424
	4 選 挙 費	347,745	△2,148	345,597
	5 統 計 調 査 費	24,025	△3,395	20,630
	6 監 査 委 員 費	84,984	△485	84,499
3 民 生 費		40,137,399	846,762	40,984,161
	1 社 会 福 祉 費	19,862,793	601,990	20,464,783
	2 児 童 福 祉 費	14,546,572	237,598	14,784,170
	3 生 活 保 護 費	5,717,863	7,174	5,725,037
4 衛 生 費		10,196,852	△50,568	10,146,284
	1 保 健 衛 生 費	2,834,033	△13,672	2,820,361
	2 斎 場 費	279,771	△755	279,016
	3 環 境 費	429,667	△32,249	397,418
	4 清 掃 費	5,623,970	△8,033	5,615,937
	8 生 活 排 水 処 理 費	406,382	4,141	410,523
6 農 林 水 産 業 費		2,665,395	3,341	2,668,736
	1 農 業 費	1,625,195	△1,801	1,623,394
	2 林 業 費	280,035	169	280,204
	3 水 産 業 費	342,638	6,092	348,730
	4 農 業 集 落 排 水 費	417,527	△1,119	416,408
7 商 工 費		1,176,963	19,202	1,196,165
	1 商 工 費	1,176,963	19,202	1,196,165
8 土 木 費		15,143,009	△91,757	15,051,252
	1 土 木 管 理 費	496,434	△1,963	494,471
	2 道 路 橋 り ょ う 費	5,669,386	40,965	5,710,351
	3 河 川 費	389,929	△12,396	377,533
	5 都 市 計 画 費	8,077,805	△119,834	7,957,971
	6 住 宅 費	445,180	1,471	446,651
9 消 防 費		3,924,147	27,445	3,951,592
	1 消 防 費	3,924,147	27,445	3,951,592
10 教 育 費		10,615,407	38,378	10,653,785
	1 教 育 総 務 費	2,074,492	△464	2,074,028

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 小 学 校 費	3,002,385	△20,938	2,981,447
	3 中 学 校 費	1,474,984	△9,347	1,465,637
	4 幼 稚 園 費	1,645,271	△6,897	1,638,374
	5 社 会 教 育 費	1,786,278	105,649	1,891,927
	6 短 期 大 学 費	631,997	△29,625	602,372
歳 出	合 計	114,017,003	1,145,583	115,162,586

第2表 継続費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3 民生費	2 児童福祉費	(仮称)一志こども園整備事業	280,000	平成29年度	
				平成30年度	280,000
10 教育費	2 小学校費	学校教育施設整備事業(空調設備)	745,535	平成29年度	
				平成30年度	745,535

第3表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	旧美杉庁舎等跡地整備事業	137,225
3 民生費	1 社会福祉費	子ども医療費窓口無料化事業	10,260
3 民生費	1 社会福祉費	精神障害者保健福祉手帳2級通院医療費助成事業	6,999
3 民生費	2 児童福祉費	(仮称)芸濃こども園整備事業	46,542
6 農林水産業費	3 水産業費	海岸保全施設整備事業	5,336
8 土木費	2 道路橋りょう費	地籍調査事業	62,964
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業(交付金事業)	278,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業(市単独事業)	3,076

第4表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
認定こども園整備事業	457,300	494,500

継続費についての前々年度末までの 支出額、前年度末までの支出額及び
当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位：千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度末 までの支出額	前年度末 までの支出額	当該年度 支出予定額	当該年度末まで の支出予定額	翌年度以降 支出予定額	継続費の総額 に対する進捗率
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳									
					特 定 財 源			一般財源						
					国庫支出金	地 方 債	そ の 他							
3	2	(仮称)一志こ ども園整備事業	29											
			30	280,000		226,100		53,900				280,000	100.0	
			計	280,000		226,100		53,900				280,000	100.0	
10	2	学校教育施設整 備事業（空調設 備）	29											
			30	745,535		707,400		38,135				745,535	100.0	
			計	745,535		707,400		38,135				745,535	100.0	

平成 2 9 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 9 年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8, 9 6 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 3, 8 0 2, 1 8 6 千円とする。
- 2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 7 8 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 3, 8 8 6 千円とする。
- 3 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 繰入金		2,093,515	△8,961	2,084,554
	1 繰入金	2,093,515	△8,961	2,084,554
歳入合計		33,811,147	△8,961	33,802,186

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		455,274	△10,042	445,232
	1 総務管理費	330,287	△10,042	320,245
11 諸支出金		352,430	1,081	353,511
	2 繰出金	21,809	1,081	22,890
歳出合計		33,811,147	△8,961	33,802,186

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 診 療 収 入		28,950	1,562	30,512
	1 外 来 収 入	28,182	1,165	29,347
	2 そ の 他 の 診 療 収 入	768	397	1,165
2 使 用 料 及 び 手 数 料		336	146	482
	2 手 数 料	111	146	257
3 繰 入 金		21,809	1,081	22,890
	1 事 業 勘 定 繰 入 金	21,809	1,081	22,890
歳 入 合 計		51,097	2,789	53,886

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		38,367	396	38,763
	1 施 設 管 理 費	38,367	396	38,763
2 医 業 費		12,701	2,393	15,094
	1 医 業 費	12,701	2,393	15,094
歳 出 合 計		51,097	2,789	53,886

平成２９年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

平成２９年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７１，５６８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２７，７３２，９９５千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		5,948,362	755	5,949,117
	1 介 護 保 険 料	5,948,362	755	5,949,117
3 国 庫 支 出 金		6,364,008	1,338	6,365,346
	2 国 庫 補 助 金	1,644,239	1,338	1,645,577
5 県 支 出 金		3,954,677	670	3,955,347
	2 県 補 助 金	167,759	670	168,429
7 繰 入 金		3,902,950	△7,252	3,895,698
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,902,950	△7,252	3,895,698
8 繰 越 金		3	76,057	76,060
	1 繰 越 金	3	76,057	76,060
歳 入 合 計		27,661,427	71,568	27,732,995

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		415,788	△7,922	407,866
	1 総 務 管 理 費	138,753	△12,056	126,697
	4 介 護 認 定 審 査 会 費	78,086	4,134	82,220
3 地 域 支 援 事 業 費		1,057,155	3,433	1,060,588
	2 包括的支援事業・任意事業費	508,784	3,433	512,217
6 諸 支 出 金		13,701	76,057	89,758
	1 償還金及び還付加算金	13,701	76,057	89,758
歳 出 合 計		27,661,427	71,568	27,732,995

平成 29 年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 29 年度津市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 791 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,146,963 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		3,538,600	791	3,539,391
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,538,600	791	3,539,391
歳 入 合 計		6,146,172	791	6,146,963

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		86,491	791	87,282
	1 総 務 管 理 費	69,225	791	70,016
歳 出 合 計		6,146,172	791	6,146,963

平成 2 9 年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 9 年度津市の市営浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 4 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 7 7 , 6 5 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰 入 金		223,085	△442	222,643
	1 一 般 会 計 繰 入 金	223,085	△442	222,643
7 繰 越 金		1	2	3
	1 繰 越 金	1	2	3
歳 入 合 計		478,099	△440	477,659

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		28,086	695	28,781
	1 総 務 管 理 費	28,086	695	28,781
2 事 業 費		430,190	△1,135	429,055
	1 市 営 浄 化 槽 事 業 費	430,190	△1,135	429,055
歳 出 合 計		478,099	△440	477,659

平成 2 9 年度津市共同汚水処理施設事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 9 年度津市の共同汚水処理施設事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 1 1 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 0, 0 1 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 入 金		29,233	3,111	32,344
	1 一 般 会 計 繰 入 金	29,233	3,111	32,344
歳 入 合 計		46,901	3,111	50,012

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		20,840	3,111	23,951
	1 総 務 管 理 費	20,840	3,111	23,951
歳 出 合 計		46,901	3,111	50,012

平成 2 9 年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 9 年度津市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 1 1 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 5 1, 5 8 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		417,527	△1,119	416,408
	1 繰 入 金	417,527	△1,119	416,408
歳 入 合 計		552,708	△1,119	551,589

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		10,454	△1,119	9,335
	1 総 務 管 理 費	10,454	△1,119	9,335
歳 出 合 計		552,708	△1,119	551,589

平成２９年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）

平成２９年度津市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１３，００９千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９５３，４５８千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		404,890	△13,009	391,881
	1 繰 入 金	404,890	△13,009	391,881
歳 入 合 計		966,467	△13,009	953,458

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土 地 区 画 整 理 事 業 費		776,167	△13,009	763,158
	1 事 業 費	776,167	△13,009	763,158
歳 出 合 計		966,467	△13,009	953,458

平成 2 9 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 9 年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 , 2 4 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 7 , 5 1 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 越 金		1	10,246	10,247
	1 繰 越 金	1	10,246	10,247
歳 入 合 計		47,268	10,246	57,514

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		29,868	10,246	40,114
	1 総 務 管 理 費	29,868	10,246	40,114
歳 出 合 計		47,268	10,246	57,514

平成29年度津市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成29年度津市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成29年度津市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	10,889,125	△80,677	10,808,448
第1項 営 業 収 益	3,248,448	△13,405	3,235,043
第2項 営 業 外 収 益	7,640,675	△72,716	7,567,959
第3項 特 別 利 益	2	5,444	5,446

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	8,798,335	△35,732	8,762,603
第1項 営 業 費 用	7,428,516	△35,732	7,392,784

（資本的支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「3,595,416千円」を「3,602,241千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	8,187,708	6,825	8,194,533
第1項 建 設 改 良 費	2,719,401	6,825	2,726,226

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
第5条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

単位 千円			
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
職員給与費	610,294	△32,331	577,963

(他会計からの補助金)
第6条 予算第11条中「4,642,400千円」を「4,571,163千円」に改める。

津市長 前 葉 泰 幸

平成 29 年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成 29 年度津市モーターボート競走事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 平成 29 年度津市モーターボート競走事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(2) 年間舟券発売金	26,205,000 千円	4,442,000 千円	30,647,000 千円
(3) 1 日平均舟券発売金	136,484 千円	23,135 千円	159,619 千円
（収益的収入及び支出）			

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 モーターボート			
競走事業収益	28,513,733 千円	4,442,000 千円	32,955,733 千円
第 1 項 営業収益	28,429,441 千円	4,442,000 千円	32,871,441 千円
	支	出	

第 1 款 モーターボート			
競走事業費用	28,476,326 千円	4,027,740 千円	32,504,066 千円
第 1 項 営業費用	28,295,368 千円	4,027,740 千円	32,323,108 千円
（特例的収入及び支出）			

第 4 条 予算第 4 条の 2 中「3, 186, 000 千円及び 3, 488, 000 千円」を「3, 489, 524 千円及び 3, 747, 812 千円」に改める。

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 1 6 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市南新町 1 3 8 番
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
伊勢市御園町長屋 2 0 6 番地
奥田 幸久

津市公告第 1 6 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 9 年 1 2 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市一身田大古曽字深田 4 7 番 1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市上浜町五丁目 1 0 2 番地 2
家城 幸弘

津市公告第 1 6 3 号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 6 条第 2 項の規定に基づく負傷動物の収容について通知がありましたので公告します。

平成 2 9 年 1 2 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 収容日 平成 2 9 年 1 2 月 2 7 日

2 収容期間 平成 3 0 年 1 月 9 日まで

収容した場所	動物種及び種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市安濃町東観音寺	猫（雑種）	キジ	メス	大	9 1 日以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

三重県津保健所 衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市選挙管理委員会告示第59号

平成30年1月28日執行予定の津市議会議員選挙に関し、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を次のとおり定める。

平成29年12月25日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

移替えをしない期間 平成30年1月5日から選挙期日まで